

## 学校法人補助金交付要綱

令和3年3月29日2私第431号県民文化部長通知

### (趣旨)

第1 この要綱は、学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項に規定する法人を含む。以下同じ。）が行う学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校若しくは同法第124条に規定する専修学校（3年制の高等課程又は昼間部の専門課程を有するものに限る。）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7号に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）の経営に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助金の対象経費および額)

第2 第1に規定する補助金の対象経費は、経常的運営に要する経費（専修学校にあっては、3年制の高等課程又は昼間部の専門課程に係る経常的運営に要する経費）とする。  
2 補助金の額は、学校運営の実情に応じ知事が別に定める基準により算定した額とする。

### (補助金の使途)

第3 補助事業者は、交付された補助金を経常的経費に充当することにより、学校運営における収支計画のなかで、保護者負担の軽減と運営の健全化が図られるよう、その使途を明確にするものとする。

### (補助金の減額等)

第4 知事は、第1に規定する学校法人又は学校が次の各号のいずれかに該当する場合には、その状況に応じ、補助金の全部又は一部を交付しないことができる。  
(1) 法令の規定、法令の規定に基づく知事の処分又は寄附行為に違反している場合  
(2) 日本私立学校振興・共済事業団からの借入金の償還（借入金に係る利息及び延滞金の支払を含む。）又は公租公課（私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定に基づく掛金を含む。）の納付を長期にわたり怠っている場合  
(3) 破産宣告を受け、又は銀行取引停止処分を受ける等財政事情が極度に窮迫している場合  
(4) 経理その他の事務処理が著しく適正を欠いている場合  
(5) 前各号に掲げる場合のほか、教育条件又は管理運営が著しく適正を欠いている場合

### (交付の条件)

第5 次に掲げる事項は、補助金の交付条件とする。  
(1) 補助事業の計画を変更しようとするときは、速やかに知事に申請してその承認を受けること。ただし、別に定める軽微な変更についてはこの限りではない。  
(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ知事に申請してその承認を受けること。

(申請書等)

第6 規則第3条に規定する申請書は、学校法人補助金交付申請書(様式第1号)によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次のとおりとする。

- (1)理由書(保護者負担の軽減と経営の健全化を図るための方策等について具体的に記載する。)
- (2)補助事業計画書(様式第2号)
- (3)前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認めて指定した書類

(変更申請書等)

第7 第5の規定による承認は次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

(1)補助事業の計画を変更しようとするとき

学校法人補助事業計画変更承認申請書(様式第3号)

(2)補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき

学校法人補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第4号)

(交付申請の取下げ)

第8 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、学校法人補助金交付申請取下書(様式第5号)を、当該補助金の交付決定通知書を受け取った日から15日以内に知事に提出して行うものとする。

(実績報告書)

第9 規則第12条第1項に規定する実績報告書は、学校法人補助事業実績報告書(様式第6号)によるものとする。

2 規則第12条第1項に規定する関係書類は、次のとおりとする。

(1)補助事業実施状況書(様式第7号)

(2)前号に掲げるもののほか、知事が必要と認めて指定した書類

3 前2項の書類の提出期限は、当該補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日とする。

(交付の請求)

第10 補助事業者が補助金の交付を請求しようとするときは、学校法人補助金交付請求書(様式第8号)を知事に提出するものとする。

(概算払)

第11 補助事業者が補助金の概算払を受けようとするときは、学校法人補助金概算払請求書(様式第9号)を知事に提出するものとする。

(書類の提出部数)

第12 規則及びこの要綱により知事に提出する書類の提出部数は、1部とする。

(学校法人以外の私立の幼稚園の設置者に対する措置)

第13 第1に規定する学校法人には、当分の間、学校教育法附則第6条の規定による私立の幼稚園を設置する者で学校法人化のための努力をするものを含むものとする。

附 則

この要綱は、令和3年度補助金から適用する。